

小中学校に入学するお子さんの保護者へ 入学準備給付金を支給

支給対象者 29年1月1日に函館市に住所を有し、同年4月に小中学校に入学予定の子の保護者

支給額

▷市民税非課税世帯

(生活保護受給世帯は対象外)

入学する子1人につき2万円

▷市民税課税世帯(一部所得制限あり)

入学する子1人につき3万円

※ 就学援助受給世帯は子1人につき2万円

※ 入学する子が第1子・第2子の場合、保護者の27年中の所得合算額266万円以下の場合に支給します。(第3子以降入学の場合は所得制限なし)

申請方法 12月上旬に、小学校や保育所・幼稚園などを通じ申請書等を配布します。必要事項を記入し押印の上、同封の郵送用封筒で送付してください。

申請期間 1月4日(水)～31日(火)【消印有効】

支給方法 給付要件の審査後、決定通知書でお知らせする支給日(2月下旬予定)に、申請された金融機関の口座に振り込みます。

お問合せ 子ども企画課 ☎21-3768



HP

28年度 全国学力・学習状況 調査結果の概要

28年4月に小学6年生と中学3年生を対象に実施された全国学力・学習状況調査では、市内すべての小中学校が調査に参加しました。

調査結果の概要は次のとおりです。

■学力の状況

- ・ 全国と比較して、国語A・Bと算数A・数学Aは同程度、算数B・数学Bはやや下回る。
- ・ 国語、算数・数学において、A問題の正答率は比較的高く、B問題の正答率は比較的低い。

■生活習慣や学習環境等の状況

- ・ 全国と比較して「朝食を毎日食べる」割合が低く、「テレビ等の視聴時間やゲームをする時間が長い」割合が高い。
- ・ 全国と比較して「勉強は好き」の割合は高いが、「家庭学習の時間」に関する項目では取り組む時間は短い。

※ 詳しくは、市のHPに掲載しています。

お問合せ 教育指導課 ☎21-3557



HP

高校等に進学するお子さんがいる保護者へ 入学準備金貸付者の募集

来春、高校等に進学するお子さんがいる保護者の方に、入学準備金をお貸しします。

申請書は12月1日(木)から22日(木)の期間に、子ども企画課または東部4支所の市民福祉課で交付します。

申請期間 1月4日(水)～25日(水)

区分・金額

▷高等学校・高等専門学校=10万円以内

▷専修学校=15万円以内

▷短期大学・大学・大学院=20万円以内

貸付人員 44人程度

貸付条件 ▷入学準備金の調達が困難▽市内に居住▽市税の滞納なし▷函館市奨学金・入学準備金の返還を怠っていない▷次の要件を満たす連帯保証人1人を得られる(①市内に居住②独立の生計を営み入学準備金の返済能力がある③市税の滞納なし④函館市奨学金・入学準備金の返還を怠っていない)

返還方法 29年10月から月賦返還(無利子)

▷高等学校・高等専門学校=30か月以内

▷専修学校=42か月以内

▷短期大学・大学・大学院=48か月以内

お問合せ 子ども企画課 ☎21-3288

HP

保育園等の利用について

4月から保育園・認定こども園(保育機能部分)を利用するための支給認定等申請の受付を行います。

受付期間

12月1日(木)～1月31日(火)

必要書類(詳細はお問合せください。)

保護者が保育を必要とすることを証明する書類(父母ともに提出)

▽就労(月64時間以上)のため=在職証明書

▽病気のため=保育を必要とすることが確認できる診断書の写し

▽求職活動のため=求職活動申立書(ハローワークカード等の写しを添付)

※ 28年1月2日以降、市に転入した方は、保護者の平成28年度市町村民税課税証明書等が必要です。

受付場所・お問合せ

子どもサービス課 ☎21-3270

恵山市民福祉課 ☎85-2335

南茅部市民福祉課 ☎25-6045

※ 湯川福祉課、亀田福祉課、各保育園・認定こども園でも申請書の提出ができます。

